

受託業務等に係る人件費単価規程

株式会社コムブレインズ
2021年4月1日制定適用

1. 目的

この規程は、株式会社コムブレインズが国及び地方公共団体、その他公共機関及び民間企業等外部から受託する、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という）に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

受託業務等に係る受託人件費単価については、当該受託等事業に従事する者の職責グレードに応じて、以下の通り基準日額および基準時間単価をもって定める。

（単位：円、税抜き）

職責グレード	基準日額	基準時間単価
取締役 （首席研究員）	95,000	11,875
チーフマネージャー （主席研究員）	72,000	9,000
マネージャー （上席研究員）	58,000	7,250
チーフディレクター （主任研究員）	44,000	5,500
ディレクター （研究員）	33,000	4,125
アシスタント （アシスタント研究員）	30,000	3,750

※基準日額の稼働時間は 8 時間を想定(移動時間等含む)

※基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度等を勘案して増減する場合がある。

※各職責グレード区分（研究員等級）の認定基準は、別途社内規定のとおりとする。

以上